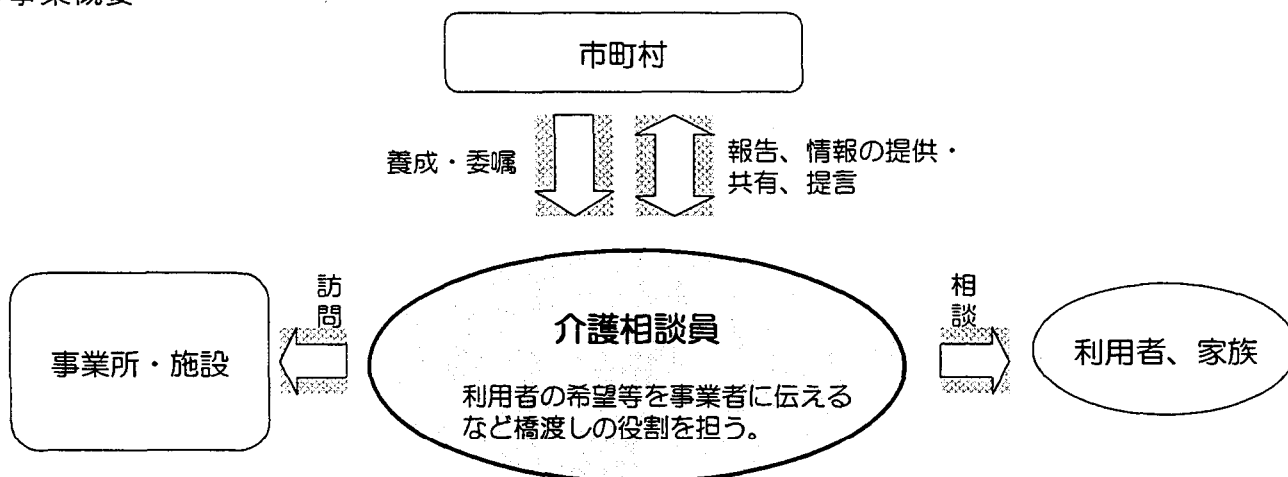


介護相談員派遣等事業の概況

- 介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う「介護相談員」の登録を行い、申出のあったサービス事業所等に派遣すること等により、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする事業。
- 現在、約500市町村において、約4,000人が活動している。
- 平成15年4月より、介護保険施設に対し、介護相談員の派遣等に協力するよう努力義務規定を設けたところ。

○事業概要



○実施状況（平成16年3月現在）

実施市町村数	479 市町村
相談員数	4,040 人
受入事業所数	6,824 か所
在宅	3,188 か所
施設	3,636 か所

○平成16年度予算額 4億円（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

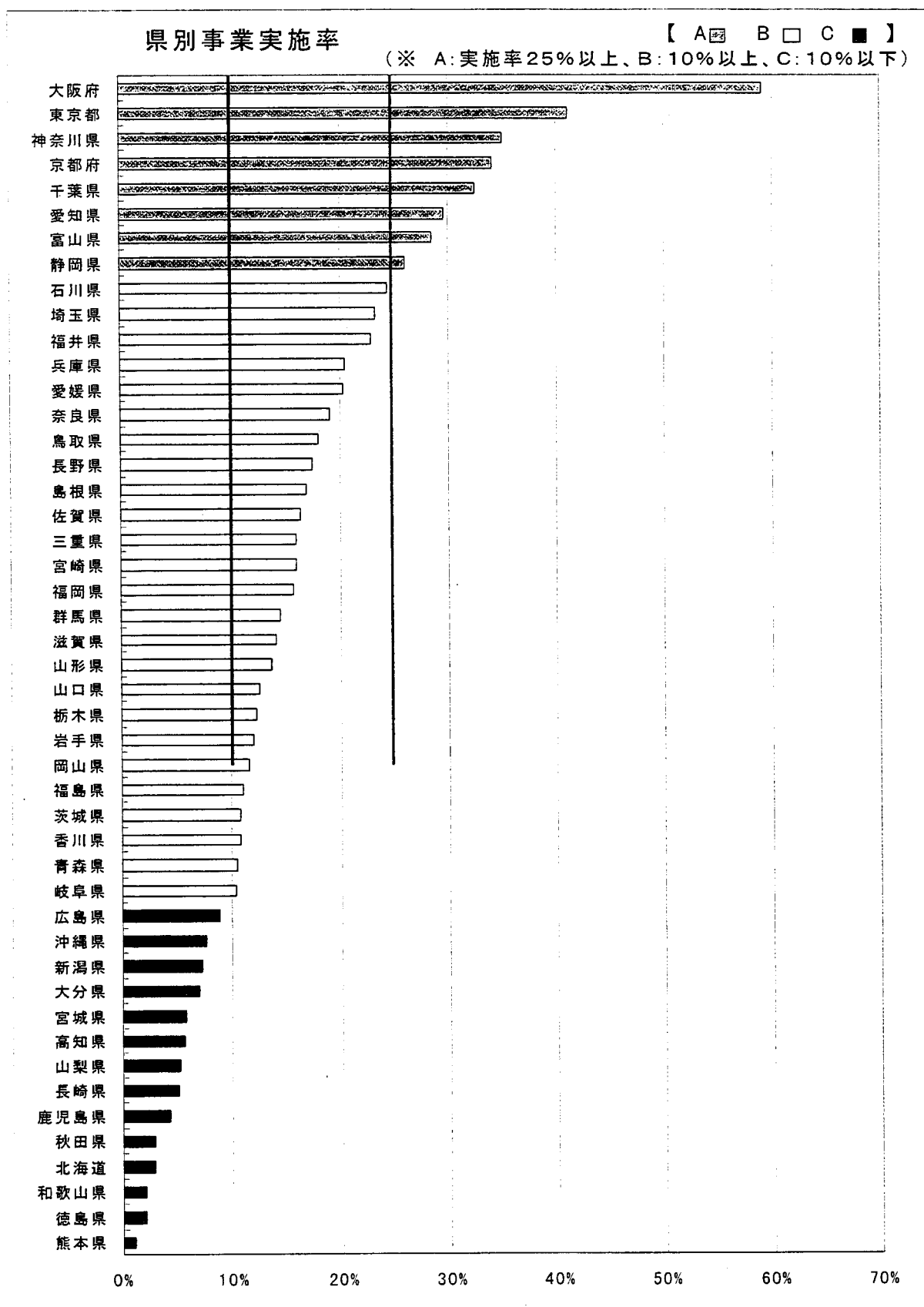
○介護保険施設等の運営基準の改正（H15～）

介護相談員を積極的に受け入れる介護保険施設等を増やしていくため、平成15年4月より、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の運営基準を見直し、以下のような規定を設けた。

（指定介護老人福祉施設の場合）

指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

○ 事業実施状況（都道府県別）



介護相談員派遣等事業実態調査報告

（※調査回答のあったもののうち、調査時点において事業を実施している454市町村について集計）

事業者の指定取消しの状況

- 事業者及び事業所の指定取消件数は、年々増加している。
- 法人種別ごとにみると、営利法人とNPO法人において、サービス別にみると訪問介護、居宅介護支援及び介護療養型医療施設において、指定取消しの出現率が高い。

【指定取消等を受けた事業者数】

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	合計
営利法人	3事業者	9事業者	30事業者	47事業者	89事業者
特定非営利活動法人	—	3事業者	3事業者	7事業者	13事業者
医療法人	3事業者	3事業者	4事業者	7事業者	17事業者
社会福祉法人	—	4事業者	5事業者	7事業者	16事業者
その他	1事業者	1事業者	2事業者	4事業者	8事業者
合計	7事業者	20事業者	44事業者	72事業者	142事業者

※ 複数年度で取り消しを受けている事業者がいるため、合計において一致しない。

【指定取消等を受けた事業所数】

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	合計
訪問介護	3事業所	9事業所	32事業所	42事業所	86事業所
訪問入浴介護	—	1事業所	1事業所	1事業所	3事業所
訪問看護	—	—	4事業所	5事業所	9事業所
訪問リハビリ	—	—	2事業所	—	2事業所
居宅療養管理指導	—	—	3事業所	2事業所	5事業所
通所介護	—	—	9事業所	8事業所	17事業所
通所リハビリ	2事業所	2事業所	2事業所	1事業所	7事業所
短期入所生活介護	—	—	1事業所	1事業所	2事業所
短期入所療養介護	—	—	—	1事業所	1事業所
グループホーム	—	2事業所	—	5事業所	7事業所
福祉用具貸与	—	—	5事業所	7事業所	12事業所
居宅介護支援	—	15事業所	29事業所	25事業所	69事業所
介護療養型医療施設	2施設	1施設	2施設	7施設	12施設
合計	5事業所 2施設	29事業所 1施設	88事業所 2施設	98事業所 7施設	220事業所 12施設

【法人種別ごとの指定取消等事業所の出現率】

【平成12年4月～平成16年3月末まで】

事業者区分	取消等事業所数出現率	(内 訳)													
		訪問介護事業	訪問入浴介護事業	訪問看護事業	訪問リハビリテーション事業	居宅療養管理指導事業	通所介護事業	通所リハビリテーション事業	短期入所生活介護事業	短期入所療養介護事業	痴呆対応型共同生活介護事業	特定施設入所者生活介護事業	福祉用具貸与事業	居宅介護支援事業	介護老人福祉施設
営利法人	0.47%	0.74%	0.21%	0.80%		0.30%				0.25%		0.22%	0.54%		
特定非営利活動法人	1.19%	0.74%	4.35%			0.88%				0.72%			2.57%		
医療法人	0.07%			0.05%	0.07%	0.09%	0.05%						0.10%		
社会福祉法人	0.06%	0.07%				0.03%	0.20%	0.04%	0.23%				0.13%		
その他の法人	0.01%	0.08%													
地方公共団体	0.02%														
その他	0.08%			0.15%	0.42%	0.02%	0.77%								
計	0.18%	0.24%	0.11%	0.10%	0.10%	0.03%	0.13%	0.12%	0.04%	0.03%	0.16%	0.19%	0.27%		

※上記は、指定取消等事業所数(平成16年3月末現在)を国保連へ介護給付費の請求があった事業所数(介護給付費実態調査月報「平成16年2月審査分」による)で除したものである

事業者に対する指定等制度の比較

○ 介護保険法は、指定の更新制がない、取消履歴がある者の指定拒否の規定がないなど、他制度と比較して、不正行為に対するペナルティーや抑止力が小さい。

	指定居宅サービス事業者等 《介護保険法》	保険医療機関 《健康保険法》	産業廃棄物処理業 《廃棄物の処理及び清掃に関する法律》
資格の付与	指定	指定	許可
指定等の権限者	都道府県知事	厚生労働大臣	都道府県知事
事業者	居宅サービス事業者等	病院、診療所	産業廃棄物処理業者
指定等の欠格事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人でない（病院等が訪問看護等を行う場合は法人要件なし）。 ・ 人員の基準を満たしていない。 ・ 運営の基準に従って適正な運営をすることができないと認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関として著しく不適当と認められる。 ・ 重ねて厚生労働大臣の指導を受けた。 ・ <u>指定を取り消され5年を経過しない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ※ <u>都道府県知事は、申請が欠格事項に該当するものは許可してはならない。</u> ・ 事業を的確・継続して行う基準に適合していない。 ・ 禁固以上の刑に処せられ5年を経過していない。 ・ <u>この法律の規定に違反し5年を経過していない。</u> ・ <u>産業廃棄物処理業等の許可を取り消され5年を経過していない。（法人の場合は役員に準ずる者と同程度以上の支配力を有すると認められる者を含む。）</u> ・ 業務に関し不正、不誠実な行為をするおそれがある相当の理由がある。 ・ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない。等
指定等の取消の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員の基準を満たすことができなくなった。 ・ 運営の基準に従って適正な運営をすることができなくなった。 ・ 不正請求をした。 ・ 帳簿等の提出命令違反、検査拒否、虚偽報告等。 ・ 不正の手段により指定を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医、保険医療機関の責務違反。 ・ 不正請求をした。 ・ 帳簿等の提出命令違反、検査拒否、虚偽報告。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この法律に違反したとき。 ・ 上記の欠格事項に該当するに至ったとき。
指定等の更新期間	<u>更新制がない</u>	<u>6年</u>	<u>5年</u>

国保連合会における介護給付適正化対策への支援

- 保険者等が実施する介護給付適正化対策への支援を行う観点から、国保連においては保有する給付実績データから給付適正化に活用できる情報を提供するシステムを本年2月より稼働させている。

《国保連合会介護給付適正化システムの概要》

提供情報の概要

給付実績を活用した情報

- 更新認定及び区分変更がなされた被保険者の状況把握
(更新認定等における要介護度の変化とサービス利用状況の関連)
- 給付費の請求状況と事業所の体制把握
(ヘルパー1人あたり実労働時間が多すぎないか 等)
- 画一的なサービス提供の把握
(作成されたケアプランが認定者いかにかわらず画一的でないか 等)
- サービス提供の偏りの把握
(事業所ごとの受給者がいずれかの要介護度に偏っていないか 等)
- 支援事業所とサービス事業所の関係把握
(ケアプランが同一法人の事業所のために作成されていないか 等)
- 事業所の請求等決定状況の把握
(ケアマネジャーはサービス提供後に確認を行って作成すべき給付管理票を審査決定後に修正する件数が多すぎないか 等)

医療情報との突合情報

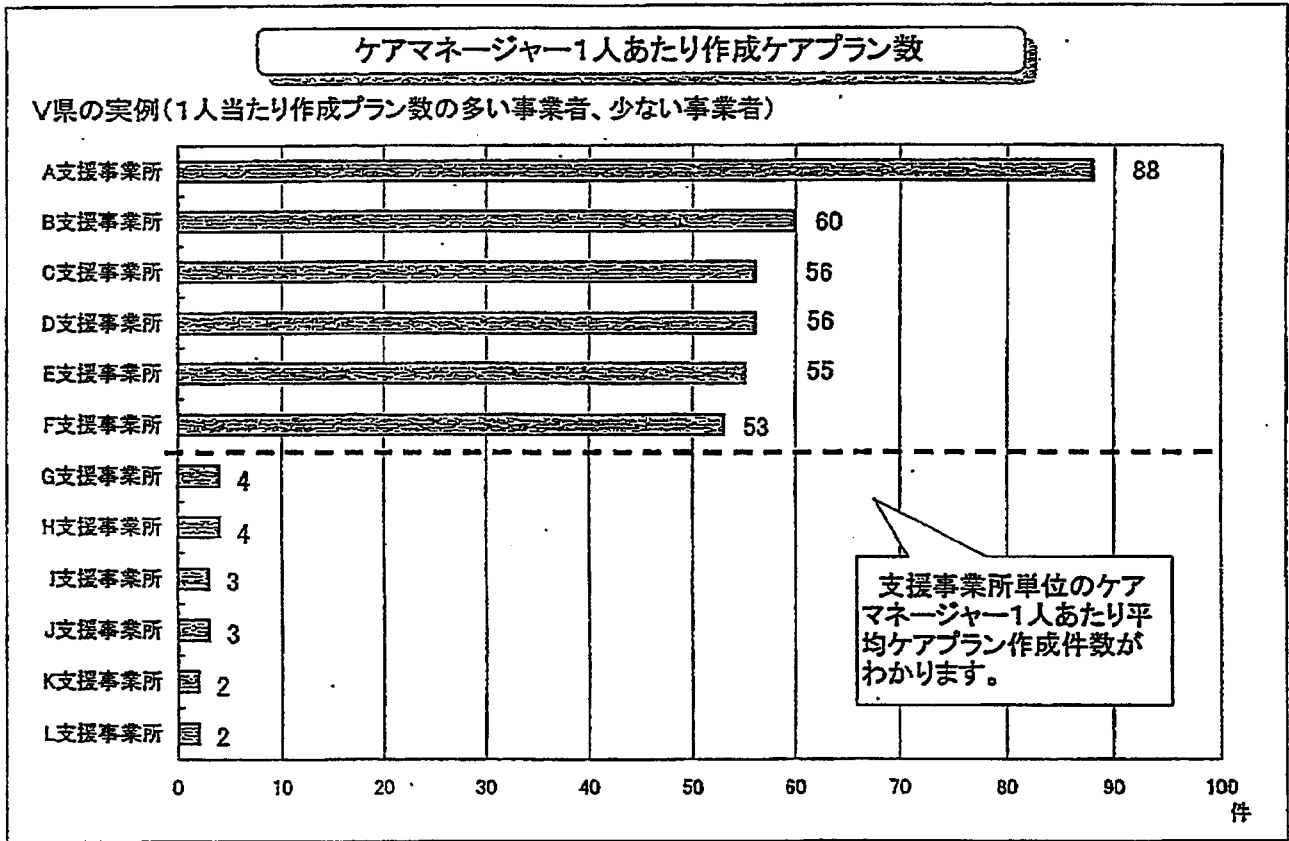
- 介護給付と医療給付の整合性の確認

縦覧点検情報

- 複数月の明細書における算定回数の確認
- サービス間・事業所間の整合性の確認 等

介護給付費通知書情報

適正化システムでこんなことがわかります 1



適正化システムでこんなことがわかります 2

